

レゾナルンス

564

アメリカにおける公務員倫理制度

ドイツの男女平等政策（一）

明治前期における日本の国家間賠償（二）

1

1998

国立国会図書館
調査立法考査局

明治前期における日本の国家間賠償(一)

伊 藤 信 哉

目 次

序 本稿の目的および構成

第一章 日本が賠償支払国となった事例

第二章 日本が賠償受領国となった事例

(以上五六三号)

第三章 賠償に至らなかった事例 (以下本号)

一 神戸事件

二 仏軍人の旧幕府軍参加に関する事件

三 旧幕勢力への石炭売却に関する事件

四 普仏戦争に関する局外中立違反事件

五 マリア・ルス号事件

六 萬国新聞発行禁止事件

七 ノルウェー汽船検疫抑留事件

八 ガラス売買違約事件

九 マーシャル諸島における邦人殺害事件

① 本稿は、明治維新から日清戦争の前までに日本が関係した、国家間賠償の諸事例を紹介することによって、当時の「国家間賠償」概念の

多義性を示すとともに、その整理を試みるものである。前号(第一章および第二章)では、日本が賠償の支払国となった一五の事例と、賠償受領国となった八つの事例を紹介し、国家間賠償概念の多義性の一端を明かにした。

② 本号では引続き、具体的な賠償には至らなかったものの、注目に値すると考えられる一〇の事例を紹介する(第三章)。すなわち日本が初めて国際裁判の当事国となった「マリア・ルス号事件」や、ロシア皇太子を日本の警察官が傷つけた「大津事件」などである。

③ 第四章では、これらの「国家間賠償」の諸事例の理論的な整理を試みる。これらの事例は、その内容においてきわめて多様であるが、大きく分けて次の四種類(五類型)に整理することができる。

二 大津事件

第四章 国家間賠償の種類と特徴

一 国家間賠償の五類型

二 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填(第一・第二類型)

三 紛争の政治的解決のための金銭の給付(第三類型)

四 戦費賠償(第四類型)

五 領土等の授受に伴う金銭の給付

(第五類型)

結 今後の課題

④ 第一は、何らかの国際違法行為を契機とする賠償で、英国公使館が

襲撃を受けたいわゆる東禅寺事件に対する賠償などが、これにあたる。

この種の賠償は、その直接の被害者が国家そのものであるか否かにより、さらに第一類型・第二類型に分けられる。

⑤ 次に、紛争を政治的に解決するための金銭の給付(第三類型)が挙げられる。スネル事件での賠償(外国武器商人の損害を明治政府が補填したも)などが、これに該当する。この種の賠償は、支払国に国際違法行為があったかどうかを問題にしないことが特徴である。

⑥ 第三番目はいわゆる戦費賠償(第四類型)である。下関砲撃事件での賠償などはここに属する。この種類の賠償も、国際違法行為を契機としないが、武力紛争の解決時のみ支払われるという点で特徴的である。

⑦ 最後は、領土等の授受に伴う金銭の給付を賠償と呼んだもの(第五類型)で、樺太千島交換条約における賠償などがこれにあたる。賠償概念としては、他の諸類型と比較して周縁的な位置にあると考えられる。

明治前期における日本の国家間賠償(二)

伊 藤 信 哉

目 次

序 本稿の目的および構成

第一章 日本が賠償支払国となった事例

第二章 日本が賠償受領国となった事例(以上五五六三号)

第三章 賠償に至らなかった事例 (以下本号)

一 神戸事件

二 仏軍人の旧幕府軍参加に関する事件

三 旧幕勢力への石炭売却に関する事件

四 普仏戦争に関する局外中立違反事件

五 マリア・ルス号事件

六 萬国新聞発行禁止事件

七 ノルウェー汽船検疫抑留事件

八 ガラス売買違約事件

九 マーシャル諸島における邦人殺害事件

一〇 大津事件

第四章 国家間賠償の種類と特徴

一 国家間賠償の五類型

二 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害

の補填(第一・第二類型)

三 紛争の政治的解決のための金銭の給付(第三類型)

四 戦費賠償(第四類型)

五 領土等の授受に伴う金銭の給付(第五類型)

結 今後の課題

第三章 賠償に至らなかつた事例

一 神戸事件

一八六八年二月四日（明治元年一月二一日）、神戸にて備前藩兵と外国兵が衝突し、その後外国側が一時神戸市街を占領するに至つた。各国公使は日本政府に嚴重抗議、発砲責任者の処刑などを求めたが、正式に賠償を要求することはなかつた。また事件の際に、神戸港内の諸藩の船舶が外国兵に抑留され掠奪を受けたが、日本側も掠奪された財貨については、その返還や賠償を求めなかつた。本事件において、外国側が賠償を請求しなかつたのは、塚事件と異り外国側に死者が出なかつたことが主な理由と思われる。また日本側が賠償を求めなかつたのは、維新の混乱の中、賠償要求により事態の紛糾することを望まなかつたためと推測される。

二 仏軍人の旧幕府軍参加に関する事件

戊辰戦争の際、幕府艦隊を率いて江戸を脱した榎本武揚らの軍には、かねて幕府がフランスから招聘していた軍事教官の一部が、その居留地を脱して加わっていた。彼らはその職を辞してのち、個人として参加したものであつた

が、彼らの築城などに関する知識が榎本軍により利用され、結果として新政府軍は多大の犠牲を強いられることとなつた。この件に関し日本側は、一時フランス側の責任を追及する姿勢をとっており、一八六九年九月三日（明治二年七月二七日）の仏公使宛書簡でも、日本政府の被つた損害の責はフランスに帰せられるべきと主張している。

しかしその後、フランス側が脱走將兵の処罰等を報告すると、日本側はこれを評価し、賠償等の要求は行わなかつた。

三 旧幕勢力への石炭売却に関する事件

一八六九年五月六日（明治二年三月二五日）、イギリスのある商社が函館の旧幕勢力に、石炭四〇〇トンを供給した。しかしほとんど同勢力が新政府軍に鎮圧されたため、代金九二〇ドルが回収不能となつた。そこで同社は一八七一年（明治四年）になつて、イギリス代理公使を通じて代金の肩代りとして延滞利子の支払を新政府に要求、以後本件は日英間の外交問題となる。交渉の中で日本側は、旧幕勢力の負債を新政府が肩代りする理由のないこと、旧幕勢力の鎮圧にあたり新政府の出した布告を同社が無視して石炭を売却したことなどを指摘し、損害が出たことは残念ではあるが、鎮圧に当り新政府は可能な限りの措置を講じたのであるか

ら、責任を負うものではないと主張した。その後イギリス側は要求額を引下げて再考を求めたが、日本側は同種の事件が他にも多数あることを理由に、これを拒絶した。

四 普仏戦争に関する局外中立違反事件

一八七〇年七月の普仏戦争勃発をうけ、日本政府は「局外中立」を布告した。ところが居留民保護のために日本に軍隊を駐屯させていたフランスは、軍艦により北ドイツ連邦の商船を威圧する行動に出る。これに対し北ドイツ連邦代理公使は、日本側にしばしば抗議を申入れていたが、ついに一八七一年二月八日（明治三年二月一九日）、賠償を要求するに至った。その理由は同年一月二五日、横浜港外にて仏軍艦デュプレクス号が北ドイツ連邦商船ベルジア（Pasia）号を拿捕しようとしたにもかかわらず、日本政府がこれを防止しなかったのは中立義務に違反するということである。そして同船が港内に閉込められることによる経済的損失の補填を求めた。

日本側はこれに應じず、双方の意見は対立を続けたが、同年五月の講和条約締結の報を受け、パリにおいて問題の解決を図ることで合意をみた。そして現地の鮫島少弁務使が、かねて懇意であった駐仏ドイツ公使と内談のうえ、今後本件につき損害賠償を請求しないとの確認をとりつけた

ため、ここに事件は落着いた。

五 マリア・ルス号事件

本件は、日本が初めて国際裁判の当事国となった事件であり、国際法上の論点も数多く含まれている。しかし、ここでは事件の概要のみを略述する。

一八七二年七月九日（明治五年六月四日）、ペルー商船マリア・ルス（Maria Lu）号が、暴風による船体破損のため横浜に寄港した。同船は清国人苦力二百余名をペルーに輸送する途中であったが、これに奴隷貿易の疑いがかけられる。副島外務卿はとりあえず同船の出港を禁じ、併せて神奈川県参事を裁判長とする特別法廷を県庁内に設置、同船船長を不法監禁暴行の罪で告発した。それと同時に船中の苦力を、証人の名目ですべて陸上施設に収容した。

船長に対する裁判は「罪に問われるべきだが、情状酌量により赦免」となったものの、一方で苦力の結んだ移民契約は無効として、船長への引渡を拒否。そのため船長は自国政府に保護を求めた。

この求めを受けペルー政府は日本に使節を派遣、本件に対する日本政府の責任を追及し、賠償の支払を求めた。交渉の結果本件を、ロシア皇帝を仲裁者とする国際仲裁裁判に付することで合意。そして一八七五（明治八）年五月二

九日、日本側に賠償の責任なしとの裁決がなされ、本件は解決した。

六 萬国新聞発行禁止事件

一八七六（明治九）年一月、日本政府はある在留イギリス人が、許可なく邦字紙『萬国新聞』を発行したとして、新聞条例に基きこれを差止めた。イギリス公使はこの措置に対して抗議を申入れる。イギリス側は、日本政府の処分により自国民が損害を被ったとして賠償を求めたが、日本側はこれに応じず、結局イギリス側が要求を取下げて事件は落着いた。

七 ノルウェー汽船檢疫抑留事件

一八七八（明治一）年八月、長崎に寄港したノルウェー汽船の船員中、コレラの症状を示す者がいたため、檢疫規則に基き同船を二日間、隔離繋留した。これに対し船長は、日本側の措置を不当として、スウェーデン・ノルウェー公使代理（スペイン代理公使）を通じて抗議すると共に、賠償七〇〇ドルを要求した。

日本側は、本件はまず司法的な救済を図るべきとして、所轄の長崎上等裁判所に提訴するよう回答する。しかし翌年一月、同船は欧州に帰航することとなり、船長が訴えを

取下げたため本件は落着いた。

八 ガラス売買違約事件

一八八二（明治一五）年一月、ガラス売買の契約不履行をめぐる、ベルギー商人と、邦人商五名との間で紛争が生じた。その内容は、契約通り前金八五〇ドルを支払ったにもかかわらず、ベルギー商人が品物を引渡さなかったため、邦人商側が前金の返還および違約金四〇〇〇ドルの支払を求めたというものである。紛争は領事裁判にかけられることとなったが、領事は不当にも被告たるベルギー商人の出国を許可したため、裁判は不可能となった。ここで日本政府が介入し、適正な救済を求めベルギー公使および同国政府に働きかけ、以後数年にわたり交渉がおこなわれる。しかし当該ベルギー商人の行方も知れず、かつ同人の資産も発見できなかったことから日本側は賠償の獲得を断念、先に支払われた八五〇ドル中、領事館が保管していた洋銀五〇〇ドル、およびその利子の洋銀二〇ドル八九セントを還付させることのみで、妥協した。

九 マーシャル諸島における邦人殺害事件

一八八四（明治一七）年七月、日本政府は横浜に寄港したイギリス商船の通報により、太平洋マーシャル諸島に漂

着した日本船の船員が、現地住民に殺害され積荷を奪われ
たらしいとの情報を得た。そこで政府は同年九月現地に人
を送り、翌年二月その報告を受けた。

報告は「邦人水夫が殺害されたと推測しうる」と結論づ
けていたが、政府は、現地が「朦昧未開ノ蛮境」であるこ
と、かつてイギリス人が同地で殺害された際、同国政府が
これに報復しなかったこと、また同諸島はドイツがその支
配をめざしており、いま軍艦などを派遣して報復を図るの
は政治的に得策でないことなどを考慮して、この問題を以
後不問に付することに決した。^①

二 大津事件

一八九一（明治二四）年五月二一日、来日中のロシア皇
太子が現在の滋賀県大津市において、警備の警官に襲われ
負傷した。この事件に対してロシア側は、少くとも次の二
つの点で日本側に賠償を要求する可能性があった。

第一は、外国の皇太子を、日本の国家機関の一部たる警
官が殺害の意図をもって襲撃したという点である。これは
明かに、国際法上の国家責任を日本側に課するものであっ
た（第四章二②参照）。しかしこの点については事件後、た
だちに明治天皇が西下し、皇太子を見舞われ陳謝されたこ
とや、ロシア側に犯人の厳罰と関係者の処分、謝罪使節団

の派遣を申し出たことなどでロシア側が満足の意を示し、
事件の六日後には賠償を請求する意思のないことが日本側
に伝えられた。^②

第二は、犯人津田三蔵の処罰に関するものである。皇太
子の訪日に先立ち青木外相は「皇太子に危害を企てる者が
出た場合、刑法一一六条（皇室に対する罪）により死刑に処
する」旨をロシア公使と書面で約束していた（しかも事件
発生後に、その適用を確認している）。ところが大審院は津田
に対して、通常の謀殺未遂罪（刑法一九二条ほか）を適用し
て無期徒刑を宣告。当時の刑法解釈から見ると、大審
院の判決は妥当ではあったが、結果として右記の日露間の
約束は履行されなかった。^③しかしこの点についても、ロシ
ア側がその責任を不問としたため、賠償等の問題とはなら
なかった。

第四章 国家間賠償の種類と特徴

一 国家間賠償の五類型

序でも述べたように、われわれは「国家間賠償」という
語から、ふつう「戦争の終結に際して、戦勝国が戦敗国か
ら獲得する金銭」を連想する。しかしこれまで観てきたと
ころからも明かなように、この当時、賠償または償金とい

う語の意味は、そのように狭く限定されたものではなかった。すなわち賠償とは、平時であつても一般的に行われるものであつたし、支払の理由もさまざまであつた。

このように当時の「国家間賠償」は、その内容においてきわめて多岐にわたつていたが、具体的な内容にそつて整理してみると、おおむね次の五類型に分類できる。

- ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が国家であるもの（第一類型）
 - ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が私人であるもの（第二類型）
 - ・ 紛争の政治的解決のための金銭の給付（第三類型）
 - ・ 戦費賠償（第四類型）
 - ・ 領土等の授受に伴う金銭の給付（第五類型）
- 本章では、これまで観てきた具体的事例を参照しつつ、これら各類型の賠償の特徴をみることにしたい。
- 二 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填（第一・第二類型）

① 総説

ある国家が、国際違法行為により他国の国際法益を侵害したとき、その国には国際法上の責任（国家責任）が課せられ、またその「解除」が義務づけられる。違反国は、損

害の補填や原状の回復、陳謝などの手段により、この義務を履行しなければならない。本節でとりあげる賠償の第一類型および第二類型は、この法的義務を履行するものとしての損害の補填である。両類型は、違法行為の直接の被害者が国家またはその機関であるか（第一類型）、私人または企業などの私的な団体であるか（第二類型）により区別される。

本稿で紹介した事例のうち、第一類型に属するのはヒュースケン事件、東禅寺事件、大阪オランダ公使館事件である。これらの事例はすべて、日本に駐割する外交官またはその公館が被害を受けたもので、なかでも前二者は重大な国際問題に発展し、諸外国との外交関係そのものを動揺させた。

第二類型に属する事例としては、朝鮮人参没収事件、オマハ号事件、神戸港税関事件、ヘレン・ブラック号事件があげられる。これらはみな、ある国の国際違法行為により外国人が損害を被り、かつ違反国がその非を認めため、賠償が支払われたものであるが、オマハ号事件のみは、違法行為が被害国民の属する国家領域内でなされた、すなわち日本国内において米國艦艇が日本国民を殺傷したという点で特異である。しかしいずれの事例も、第一類型に比較してさほど重大な外交問題には発展していない。

また賠償には至らなかつた事例の中にも、もし実施され

ていたならばこの第二類型に属するものとなったであろう例が少くない(たとえばマリア・ルス号事件や萬国新聞発行禁止事件)。

② 国際違法行為の成立¹⁶⁾

第一類型および第二類型の賠償が行われるためには、当然その前提として、なんらかの国際違法行為の成立が必要である。国際違法行為とは、一般国際法および各国の締結する特別国際法(条約)によって規定された、各種の義務に違反する行為のことである。

国家の行為は一般に、国家機関の行動を通じてなされる。したがって国際法に違反する行為もまた、国家機関によって具体化されることが多い。たとえば戦時における禁止武器の使用(行政機関による違法行為)や、国際法規に違背する国内法の制定(立法機関による違法行為)、外国人に対する裁判の拒否(司法機関による違法行為)などである。これらの国家機関の行為は、それによって他国の法益を侵せば、ただちにその国家に国際法違反の責任を負わせる。大津事案において、日本の警察官がロシアの皇太子を傷つけた事実が、そのみでただちに日本国全体の国際違法行為として捉えられるのはこのためである。またヘレン・ブラック号事件において、日本側が条約に違反してクラークの身柄を一月あまり拘束した事実も、直ちに日本国に国家責任を

負わせるものである。公使館警護の藩士が公使の暗殺を図った第二次東禅寺事件、税関が不当に外国人の商業活動を妨げた神戸港税関事件についても事情は同じである。

一方、私人の行為が契機となって、国家がその責任を追及されることもある。原則として、私人の行為の責任が直接国家に帰することはない。しかしたとえば、暴徒による公使館の襲撃などについては、国家はそのような行為を予め防止すべく相当の注意を払い、また事後に犯人の逮捕等の適切な処置をとる義務があり、それらを怠った場合には、国家にも責任がおよぶ。浪士が公使館を襲撃した第一次東禅寺事件においてイギリスが、また大阪オランダ公使館事件でオランダが、当時の日本政府の責任を追及したのも、それぞれ日本政府が公使館に対する十分な警護を怠ったと考えたためであった。

③ 国家責任と賠償との関係

(一) 国家責任解除の基本原則

国際違法行為は、それにより他国の法益を侵した国に「国家責任」を負わせる。そして賠償は、この責任を解除する手段の一つである。しかし責任解除の手段は、賠償のみに限られるものではない。たとえば被害国への陳謝や原状の回復なども、責任解除の手段として単独に、あるいは他の手段と併せてしばしば用いられる¹⁷⁾。したがって問題は、

いかなる場合に責任解除の手段として賠償が選択されるかという点であるが、それにさきだち、国家責任解除の過程すべてにかかわる基本的な原則に触れておきたい。

責任解除にあたっては、原則として当事国間の合意がすべてに優先する。すなわち、責任解除手段として賠償を選択するかどうか、また賠償を選択した場合、賠償の範囲および金額算定の基準をどこにおくかなどは、ふつうは当事国間の直接交渉と合意により決定される。もちろん公正を期するため、当事国間に設けられた裁判組織や、第三国や国際機関の調停に決定を委ねる場合もあるが、これらの手段は、いずれも当事国の意思を無視してとられることはない。実際これらの諸手段によって合意に達する例は、この種の紛争解決手段が大きく発達した今日においても、直接交渉によるものに比べ、さほど多くない。そしてこれまで観てきた通り、本稿で取上げた諸事例においても、第一・第二類型に属するか否かを問わず、直接交渉によって解決された事例が大半であった。

しかしこのように当事国間の直接交渉による決定が一般的であるとしても、責任解除の手段に賠償が選ばれる基準や、金額算定の基準などに関して、国際的な慣行がないわけではない。

(二) 責任解除手段の選択基準

国家責任解除の手段として賠償が選択されるのは、おおむね次の三つの場合である。第一は、国際違法行為の結果何らかの物質的損害が生じており、かつ原状回復による救済が不可能な場合。ヒュースケン事件やオマハ号事件のように、人命の喪失を伴う事例がこれに該当する。第二に原状回復が可能であっても、そのみでは損害を補填するのに不十分と考えられる場合。そして第三に、発生した損害が精神的なもので、かつ陳謝などの手段のみでは不十分と考えられる場合である。たとえばヘレン・ブラック号事件に対する賠償は、この第二および第三の理由によるものと考えられる。

(三) 賠償の対象範囲

賠償の範囲は、原則として直接損害に限られるが、間接損害についても、それと違法行為との間に相当程度の関係が認められる場合には、賠償の対象になるとされる。また物質的な損害ばかりでなく、精神的損害も賠償の対象となることが広く認められている。

(四) 賠償の形式

賠償は金銭の形をとることが一般的である(金銭賠償)。しかしそれ以外の賠償形式が認められる場合もあり、石炭などによる「実物賠償」や、労働による「役務賠償」がそれにあたる。

(五)賠償の名目

これまでみてきたように、具体的な賠償は「被害者の治療費」「遺族の養育費」といった、私人に対するものごとき形をとることが多い。たとえばヒュースケン事件では、犠牲者への慰労金および遺族扶助料という名目をとっているし、ヘレン・ブラック号事件でも日本政府は、クラーク個人の慰藉という形で三五〇ドルを支払っている。しかしこれらは、賠償額の算定が具体的な被害金額に基いてなされる慣行からそのような形をとるにすぎず、その国家的性格を損うものではない。¹⁹⁾

④第一類型と第二類型との相違

賠償の第一類型と第二類型との相違は、さきにも触れたように、違法行為の直接の被害者が国家またはその機関であるか、私人または企業などの私的な団体であるかのちがいである。

前者の場合は、違法行為の発生はただちに国家間の問題として取り上げられる。つまり被害国が違反国の責任を追究するのに、特別な条件を必要としない。

一方後者の場合は事情がやや異なる。損害を被った私人または私的団体の母国は、ただ違法行為によって自国民が損害を被ったというだけでは、問題を国家間の交渉案件としてとりあげ、違反国の責任を追及することはできない。こ

のような「自国民が外国でその身体または財産に損害を被ったとき、その母国が損害の生じた国に対し、適切な救済を図るよう求めること」を外交的保護と呼ぶが、外交的保護を名目として大国が小国に濫りに干渉することを防ぐため、保護をおこなう条件として、被害者が事前に相手国の国内で認められている救済手段をすべて利用し、なおかつ救済されていないことが必要とされる(国内的救済の原則)。

またこの第二類型の賠償に関して重要なのは、外交的保護のもつ国家的な性格である。すなわちひとたび外交的保護の対象となると、その案件は被害者個人の手を離れ、国家対国家の問題となる。ここでは国家は、被害者の代理人として相手国との交渉にあたるのではなく、国家固有の利害案件として事件を取りあげ、その解決を図るのである。したがって交渉の結果実施される賠償もまた国家的なものであり、その本質において第一類型の賠償となんら異ならない。²⁰⁾

三 紛争の政治的解決のための金銭の給付(第三類型)

国家間賠償の類型として次にとりあげるのは、紛争の政治的解決のための金銭の給付である。本稿ではこの種のもの賠償の第三類型と呼ぶが、日本が支払国となった事例では、スネル事件やペイホー号事件のほか、米国人医師解

雇事件、ヘーレン事件、長崎事件がこの範疇に含められる。逆に日本が受領国となったものの中では、萬里丸事件の賠償がこの第三類型に属する。なおパークス英公使遭難事件については、一見したところ第一類型に属するもののようにも思われるが、相手方は日本の国際法違反を問題としておらず、したがって違法行為に対する賠償も請求していないのに対して、日本側が両国の関係維持という政治的理由から自発的に支払を決定したものであるから、この第三類型に含めるのが適當である。

この第三類型の賠償は、第一および第二類型のように、国際違法行為に対する法的義務の履行として行われるものではなく、政治的な判断にもとづく一種の「和解金」として支払われるものである。しかしその給付は、当事国間の合意に基いてなされるのであるから、国際法と全く関係をもたないわけではない。

この型の賠償は、たとえば国際違法行為の存否につき国家間で見解が対立した場合に実施される。このような場合に当事国は、しばしば政治的な配慮から、違法行為の存否をあえて明確にせず、「被害者への見舞金」等の名目による金銭給付により、問題を穏便かつ迅速に解決しようとするのである。具体的な例を挙げれば、スネル事件などがこれに該当する。

この種の金銭給付も一般には、第一および第二類型の場合と同様に「賠償」の名でよばれることが多いが、両者は区別して考えなければならない。この第三類型の賠償と、第一および第二類型の賠償とを比較した場合、次のような共通点と相違点とが認められる。

・共通点

第三類型の賠償もその支払の決定や金額の算定は、当事国間の合意に基く。合意形成の方法に直接交渉のほか、第三国による調停などがありうる点でも共通しており、かつ直接交渉による解決のほうが多数を占めることでも同じである。賠償の名目についても、第一および第二類型の賠償と同様、形式的には「被害者への見舞金」などの形をとることが多い。

・相違点

第三類型の賠償が、第一および第二類型のものと大きく異なるのは、賠償の対象範囲である。後者において国際違法行為に由来する直接損害、および一部の間接損害のみを償うとの原則が確立されているのに対し、前者にはそのような原則が存在せず、「損害」の範囲が自在に伸縮する傾向がある。そのため、たとえば懲罰の意味から、実際の被害とはまったく無関係に賠償額が決定されることもある。

四 戦費賠償（第四類型）

戦費賠償とは、戦敗国が戦勝国に対して行う金銭給付の一形態で、かつ第三類型と同じく「国際違法行為を契機とする法的義務の履行としての損害の補填」には当たらないものをさす。本稿ではこの戦費賠償を、賠償の第四類型と呼ぶことにする。

本稿で紹介した事例のなかでは、正式な交戦関係が成立したわけではないものの、生麦事件（薩摩藩分）、下関砲撃事件および台湾出兵による賠償が、この第四類型にあてはまる。特に下関砲撃事件では、賠償受領国と支払国が、実質的に戦勝国と戦敗国の関係にあった。台湾出兵についても日清両軍が直接砲火を交えてはいないが、日本軍が清国領土の一部を占領しており、かつ賠償の実質的な理由が戦費の償還であったことから、ここに含まれるべき事例である。

なお、堺事件、壬午事変、甲申事変の三つの事例は、いづれも小規模ではあっても武力衝突を契機とし、また政治的・軍事的な圧力（その程度は事例により異なるが）を背景に賠償が決められた点で、第四類型としての側面を持っている。一方これらの賠償は、いづれも第三類型としての側面も備えており、その意味で第三類型、第四類型の双方に属

する、複合的な性格の賠償として把握される。

戦費賠償という名称は「戦闘に際して戦勝国が投じた経費（戦費）の償還」がしばしば支払の名目とされたことに由来している。しかしその実態は、戦勝国がその有利な立場を利用して、戦敗国に強制した一種の懲罰金であって、その金額も時には、実際の戦費から離れ恣意的に決められた。戦費賠償はその支払の根拠が国際違法行為に対する法的義務の履行ではない点で、さきに述べた第三類型の賠償と共通しているが、武力紛争の解決時にのみ実施され、戦敗国への懲罰という性格を強くもつ点で、特殊な側面を有している。

ところでこの賠償の第四類型は、今日ではほとんど行われていない。それは第一次世界大戦を契機として、講和時の賠償についても形式的には第一類型、すなわち「国際違法行為に対する法的義務の履行としての賠償」の枠組が導入されるようになったためである。

またこの動きは同時に、賠償金に対する名称の変化をもたらした。すなわちヴェルサイユ条約以後、講和に際して支払われる金銭に対しては、それまでの *indemnity*（償金）に代って、*reparation*（賠償）という語が多く用いられるようになったのである。

ただし講和時の賠償から、戦敗国への懲罰という要素が

完全に消し去られたわけではない。また第二次大戦中のわが国の「阿波丸事件」にみられるように、戦勝国側の国際違法行為に対しては、戦敗国の賠償請求権行使が実質的に許されないことも少くない。

五 領土等の授受に伴う金銭の給付(第五類型)

ここに属するのは、国家間で行われた領土や大規模な公有財産の授受に際して、いわば代価として支払われた金銭に対して、これを賠償とした例である。数は少ないが、事例として重要なものが多い。本稿で取上げた事例のなかでは、樺太千島交換条約がこれにあたり、後の例では一八九五(明治二八)年の遼東半島の清国への還付に伴うものなどがある。また本稿で取上げた高島炭礦回収問題も、その本質は炭礦の採掘権という、公的性格の強い権益の授受に付随する国家間の金銭給付であり、ここに含めるべきである。

この種の金銭給付が、すべて「賠償」となるわけではない。たとえば外国に所在する日本国政府の財産を、所在国または他国の政府が買収する場合、そこで支払われる金銭は、通常は賠償と呼ばれない。しかし、授受の規模が大ききなものとなると、時としてそれに伴う国家間の金銭給付を「賠償」と呼称することがある。たとえば領土の割譲や、租借地の貸与および返還に際して、その領土や租借地、ま

たそこに所在する公共造営物や権益などに対して金銭の給付がなされる場合である。本稿ではこれらの事例において、外交文書や条約などで、しばしば「賠償」または「償金」にあたる言葉が用いられている点を重視して、これらを賠償の第五類型に分類したが、この第五類型は、以上掲げた国家間賠償の諸類型の中でも、周縁部に位置するものと考えられる。

結 今後の課題

当時の「国家間賠償」概念は、本稿で取上げた具体的諸事例からも明かなように、きわめて多義的なものであった。一方、第四章における分析を通じて、このような多義的な概念も、五つに類型化することによって、ある程度まで整理しうることが示された。

しかしこの多義性は、その後、どのように変化していくのであろうか。そして本稿で提示した五類型による整理は、日清戦後の諸事例に対しても適用可能であろうか。この問題の解明は今後の課題である。

ところで、日本が賠償の支払国となった事例についてみると、そのほとんどが一八七三(明治六)年以前に起っている。他方、日本が受領国となった事例については、対照

的にそのすべてが、一八七四（明治七）年以降に生じている。

支払国となった事例について、時期的な偏りの理由としてまず挙げられるのは、開国維新期のわが国官民に、諸外国との交際の経験や外交慣例、国際法などの知識が欠けていたことである。そしてそこに事例多発の主因を求めるといふならば、後年の事例の減少は、経験と知識の増加によるということになる。しかし一方、このような偏りは、欧米諸国の日本に対する外交姿勢の変化、また日本とこれらの国々の関係の変化を反映したものと見ることもできる。この見方はたとえば、生麦事件と天津事件の展開の相違を説明するうえで、大きな援けとなる。さらにまた、開国維新期の内政上の混乱そのものに、賠償事例の多発の原因を求めるところも可能である。

これと同じことは、日本が受領国となった諸事例についてもいえる。日本が受領国となった事例の過半は朝鮮との問題であるが、当時の朝鮮は日本の開国維新时期と同様、外交際の経験に乏しく、かつ政治的にも混乱していた。また日本も朝鮮に対して、強圧的な態度で接していた。すなわち当時の状況は、開国維新期の日本と欧米諸国の関係に類似していたのである。したがって賠償事例の多発の原因についても、日本が支払国となった場合と同様に考えることができるかもしれない。

しかしこれら個々の要因が、それぞれどれほどの重みをもっていたのか、さらに個別の事例の発生、および解決にどのような作用したのかは、にわかには確定しがたい問題である。したがってこの点についても、他の国や他の時代の事例も検討した上で、さらなる考究が必要である。

以上、今後検討されるべき課題を提示した。これらについては、筆者が今後執筆を予定している、明治後期および大正時代における、国家間賠償事例の紹介および分析の中で、そこで示される新たな論点と共に、あらためて吟味することにしたい。

注(1) 神戸事件については、内山正熊『神戸事件』中公新書、一九八三年が詳細な分析を行い、その歴史的意義を明かにしている。そのほか事件の詳細は、石井孝『明治維新の国際的環境』増訂版、吉川弘文館、一九六六年、七五七―七二頁、岡義武『黎明期の明治日本』未來社、一九六四年、七一―一五頁。関係史料は『日本外交文書』第一巻に収録。

(2) 船舶の被った損害のうち、福岡藩と久留米藩の分については被害報告書が残っており、明治七年に「救助金」の名目で、政府がその一部を補填している（『日本外交文書』第一巻二冊、文書五〇一―一、第七巻、文書四二七―一八）。

(3) 『日本外交文書』第七巻、文書四二七参照。

- (4) 『日本外交文書』第二卷二冊、文書二五二、同卷二冊、文書二五九、三五七、三六一、第三卷、文書一五。また大塚武松『幕末外交史の研究』新訂増補版、宝文館、一九六七年、三五八―七二頁、下村富士男『明治維新の外交』大八洲出版、一九四八年、五七―六九頁。
- (5) 『日本外交文書』第四卷一冊、文書三〇三―九、下村、前掲書、七八―九頁。
- (6) 『日本外交文書』第三卷、文書一九一二、五二一六、第四卷、文書二六一九二。また下村、前掲書、八〇―九五頁。
- (7) 事件の詳細は、田保橋潔「明治五年「マリア・ルス」号事件(一)(二)」「史学雑誌」第四〇巻一、三、四号、一九二九年、鹿島守之助『日本外交史』第二卷、鹿島研究所出版会、一九七〇年、二八五―九頁。主な外交記録は『日本外交文書』第五卷、文書一九五二六六、第六卷、文書二〇五二四、第七卷、文書二七一九三、第八卷、文書一六八―八七。
- (8) 当時日本とペルーの間には外交関係が開設されておらず、ペルーを代表する使節は、日本に駐節していなかった。
- (9) 『日本外交文書』第九卷、文書三三六―五二、特に文書二三六附記を参照。なお両国の交渉は当初、発行差止めを命じた東京府権知事と、在東京英国副領事との間でなされた。
- (10) 『日本外交文書』第一卷、文書一六九―七二。
- (11) 『日本外交文書』第一六卷、文書一五九一六三、第一七卷、文書一八七―九三、第一八卷、文書二五八―六一、第一九卷、文書一八二―一五を参照。なお還付金額について、第一九卷、文書一八二以前は五五〇ドルと記されているが、文書一八三以降、および実際の還付額は五〇〇ドルとなっている。この差について、詳細は不明である。また邦人商側は、領事個人にも損害賠償を請求していたが、領事の死去によりこれを取下げた。
- (12) 『日本外交文書』第一七卷、文書二七七一八六、第一八卷、文書三二五―二二、特に文書三二七―一八。なお同諸島について、日本側はこれを独立国として扱っている(第一七卷、文書二八〇)が、当時はスペインが、名目上は同諸島を領有していたらしい。しかしいずれにせよ、実効的な支配は全くおこなっていなかったようである。
- (13) 『日本外交文書』第二四卷、文書五七。事件についての基本的な外務省記録は、文書三八一―〇一。なお一八八〇(明治一三)年には、プロシア皇孫が旅行中に日本人と紛争を起した、いわゆる「吹田事件」が発生しているが、この時も陳謝と関係者の処罰のみで賠償は行われていない。吹田事件については『日本外交文書』第一三卷、文書一〇八一―三のほか、内山正熊「吹田事件(一八八〇年)の史的回顧」『法学研究』第五一卷五号、一九七八年を参照。
- (14) 日露間の約束については『日本外交文書』第二四卷、文書四四などでもその存在が示唆されている。なお大津事件そのものにつ

いては、これまで膨大な研究が行われているが、ここで触れた諸論点については、田岡良一『大津事件の再評価』新版、有斐閣、一九八三年を参照。

- (15) 本節の内容については、とくに次の文献を参照。水垣進『国際法に於ける国家責任論』有斐閣、一九三八年。田畑茂二郎『国際法Ⅰ』新版、有斐閣、一九七三年（第二編第五章）。入江啓四郎『国際法上の賠償補償処理』成文堂、一九七四年。

また現在、国家責任の問題を一般条約により規制する試みが国連国際法委員会においてすすめられている。これらの作業の経緯ならびにその意義については、山本草二『国家責任成立の国際法上の基盤』『国際法外交雑誌』第九三巻三・四合併号、一九九四年、安藤仁介『国家責任に関する国際法委員会の法典化作業とその問題点』同誌同巻同号。一九九五年以降の動向については、同誌第九四巻二号、一九九五年および第九五巻二号、一九九六年における、山田中正氏の報告を参照。国際法委員会の「条約草案」の最新の条文は、一九九六年の *Annual Report of the International Law Commission (A/51/10)* に収録されている。

なお国家責任やそれに関連する賠償の法理は、長い時間をかけて、徐々に発達してきたものである。そして今日に至るまで、これらの問題はその大部分が明文の条約ではなく、慣習法により規律されている。したがって過去の事件の解決手法が、今日の眼からみて法理的に妥当性を欠くように思われたとしても、それを国

際法に反していたと、簡単に断定するのは適当でない。

- (16) 水垣、前掲書、九七一―七八頁、田畑、前掲書、四〇三―三七三頁、また「条約草案」一―三五条。

- (17) 「条約草案」四二―六条。

- (18) 水垣、前掲書、二二〇―五七頁、田畑、前掲書、四九四―一六頁、入江、前掲書、四一―五頁。また「条約草案」四四条二項。

- (19) 入江、前掲書、一六八頁。

- (20) しかし、朝鮮人参没収事件と神戸港税関事件の両事例では、なぜかこの国内的救済の原則が充されていない。

その理由としてまず考えられるのは、この時代には国内的救済の原則そのものが確立していなかったというのだが、この見解は当時の主要な国際法の著作を一瞥すれば、ただちに否定される(例えばWilliam E. Hall, *A Treatise on International Law*, 2nd ed., Oxford, Clarendon Press, 1894, p.254; Robert Phillimore, *Commentaries upon International Law*, 2nd ed., London, Butterworths, 1871, Vol.2, p.4. このうちホールの著作はわが国でも早くから翻訳、紹介がなされており(三宅恒徳訳『浩氏国際法上巻』横田書屋、一八八八年、また立作太郎訳『ホール氏国際公法』有斐閣、一八九九年)、その学説は当時から国内でもよく知られていたと思われる)。

次に推測されるのは、両事例が、原則の適用外とみなされたのではないかというもの、すなわちこれら両事例に、国内的救済の

原則はあてはまらないと、保護権を発動した側(請求国)が考えたのではないかというものである。一般にこの原則は、当該国内の司法制度の不備などにより適切な救済が全く期待できない場合には、その適用を受けないとされる(皆川洗「国際訴訟序説」鹿島研究所出版会、一九六三年、一五四―九五頁、太寿堂鼎「国内的救済原則の適用の限界」『法学論叢』第七六巻一・二合併号、一九六四年、八五一―九二頁、A. A. Cançado Trindade, *The Application of the Rule of Exhaustion of Local Remedies in International Law*, Cambridge, Cambridge University Press, 1983, pp.110-2)。今回の両事例において、救済を求めても無意味と被害国が考えたとすれば、国内的救済を待たずに保護に乗り出したとしても不思議はない。とくにこの両事例の場合、請求国は被請求国との間に、片務的な「領事裁判権制度」を維持していたが、この制度は請求国が、被請求国の司法制度の適切な運用を期待していないことを示すものである。

さらに、両事例において請求国は、国内的救済の原則の適用を義務と認めていたにもかかわらず、他の理由から正当な手続を無視して保護に踏切ったということも想定できる。たとえば事件にきわめて重大な政治的意義を認め、迅速な介入が必要と考えて保護に乗り出した、また請求国の被請求国に対する一種の蔑視の感情から、正当な手続を無視して保護にのりだしたというものである。

以上、原則不適用の理由を列挙してみたが、今回の事例が、これらの要因のいずれによるものであったのかは、簡単には決定できない。この点については、両事例をめぐる関係国の政策決定過程をより詳細に分析したうえで判断すべきであり、ここではただ、この二つの事例において、ともに原則が適用されなかったという事実のみを指摘するにとどめたい。

- (1) 外交的保護の特徴として、「特定の事件を保護の対象とするかどうかの判断は、専ら国家自身が行う」「交渉に際して国家は、賠償の方法やその金額などにつき、被害者やその遺族の意向を考慮する義務をもたない」さらに「国家は受け取った賠償金を、それが被害者の治療費などの名目で支払われたものであっても、被害者に交付することを義務づけられない」といったことが挙げられるが、これらの諸特徴にこの制度、およびその結果として支払われる賠償金の国家的性格が、よくあらわれている。なお外交的保護について詳しくは、ヴィルヘルム・カール・ゲック(中村洗訳)「今日の世界における外交的保護」『法学研究(慶大)』第五九巻二号、一九八六年、田畑、前掲書、四七三―九二頁、Edwin M. Borchard, *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad*, New York, Banks Law Publishing, 1915 を参照。

(2) なお、第一および第二類型の賠償についても、この種の「懲罰的損害賠償」の存在を認めるべきとの意見もある。この点については大森正仁「国際法における懲罰的損害賠償の意味」『法学研

究(慶大)』第六七卷六号、一九九四年を参照。

(23) 生麦事件における幕府分の賠償については、幕府側が国際違法行為の存在を認めたと上で支払ったもの(第二類型)なのか、政治的判断により支払ったもの(第三類型)なのか、今回の調査では確認できなかった。また、幕府と薩摩藩が別途に賠償を支払った意味についても、今回は考察を加えることができなかったが、この点については当時の日本の政治体制の実情を踏まえ、かつ下関砲撃事件や堺事件、神戸事件なども比較しながら今後吟味されるべき問題と思われる(入江、前掲書、一六九—一七一頁参照)。

また防穀令事件についても、生麦事件における幕府分の賠償と同様、朝鮮側が最終的に全ての案件につき、自らの国際法上の国家責任を認めたと上で賠償を支払ったものかどうか、確認できなかった。

(24) 堺事件における賠償は、土佐藩兵とフランス兵との偶発的衝突を契機としており、またフランス側の強圧的な姿勢が支払決定に大きく影響している。そのため武力紛争を契機とし相手国への懲罰という性質を帯びやすい、第四類型の賠償としての性格が強いが、一方で日本側が軍事的敗北ではなく、事件の穏便な解決のために賠償を受諾していることから、第三類型としての要素も備えている。

壬午事変は、朝鮮国内の政変により日本人および日本公使館が被害を受けたもので、賠償の支払名目は被害者に対する「体郵金」

にくわえ、事変により日本側が受けた損害と、支出した軍費の補填であった。これは支払の名目に軍費の補填がふくまれていることと、支払決定の背景に、日本の政治的・軍事的圧力があったことから戦費賠償としての性格を持っている。しかし武力衝突に日本は直接関与しておらず、当時の日本と朝鮮が戦勝国と戦敗国の関係にあったわけでもないことから、政治的賠償としての性格もある(あるいは体郵金と軍費の補填を別のものと捉え、それぞれ個別に整理することも考えられる)。さらに日本側は交渉に際して、賠償要求の名目の一つに「条約違反」を挙げており、かつ日本公使館が被害を受けていることも考えあわせると、第一および第二類型の賠償の要素が含まれているとも考えられる。

甲申事変についても事情は同様である。これら三つの事例における賠償の性格は、単一の類型には分類しえない、複合的なものと考えられる。

(25) 具体的な事例については、信夫淳平『戦時国際法講義』第四巻、九善、一九四一年、八七四—九頁を参照。

(26) ただしわが国においては、一般にindemnityもreparationも共に「賠償」という用語で理解されることが多かったため、この変化はさほど意識されない。

(27) 第二章二、注三九参照。

(いとう しんや・外交防衛課)